

事業計画書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは平成20年4月の開設から今年で7年目を迎える。これまで重点的に取り組んできた看護師によるトリアージや電子カルテを活用した医療の標準化は一定の成果を上げ、安定した小児初期救急医療の提供を実現した。また、電話相談事業、知識の普及事業も、6年間の試行錯誤とその中で得た経験により安定した事業の柱となっているが、さらに充実した事業になるよう努めて行く。

平成26年度は消費税が増税されることに加え、診療報酬の改定が行われるなど、経営環境も大きく変わる年となる。管理部門においては、平成25年度に行われた伊丹市監査委員による指摘事項や兵庫県公益法人検査での指摘事項等を踏まえ、自治体出資の公益法人としてより一層透明性の高い運営を行うとともに、財団の在り方など基本的な体系づくりにも取り組んでいく。併せて、数年来の懸案事項となっている施設改善についても、関係機関と協力し、安定した医師確保など運営課題の解決を図るため、早期に実現するよう努めて行く。

本計画書は平成25年1月に発行した「阪神北広域こども急病センターの医療提供と経営に関する総括と将来展望」に掲げた中長期の目標に基づき作成した。

小児初期救急医療を通じ、子育て支援なども含めた事業活動を展開し、今年度も3市1町市民の安全安心に努めていく。

1. 小児科診療事業

医師・看護師等医療従事者の安定確保を目指し、職員研修等を充実させ、働きがいのある職場づくりを行う。また、開設以来実施している看護師によるトリアージの充実を目指し、研修会の開催などを積極的に行う。さらに、医療安全委員会・感染予防委員会活動を充実させ、医療事故防止及び院内感染対策に取り組む。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター
(伊丹市昆陽池2丁目10番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00
 土曜 15:00～翌朝7:00
 日祝 9:00～翌朝7:00
 年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間28,000人

(4) 職員数

< 医 師 >

常 勤 ・ ・ ・ ・ ・ 3 名

非常勤 ・ ・ ・ ・ ・ 2 9 名

3 市医師会 ・ ・ ・ 5 4 名

< 看護師 >

正規職員 ・ ・ ・ ・ ・ 4 名

期間契約職員 ・ ・ 2 5 名

< 薬剤師 >

期間契約職員 ・ ・ 2 3 名

< 臨床検査技師 >

期間契約職員 ・ ・ 1 0 名

< 放射線技師 >

期間契約職員 ・ ・ ・ 5 名

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、内外の研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。今年度、計画している研修は下記のとおり。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS 研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテの適正な更新
- ②トリアージマニュアルの見直し
- ③センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ④IT を活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを充実するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを通じて、双方向の情報交換を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、携帯電話による

待ち時間情報の配信などのサービスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、繁忙期に電話がつながりにくい状況を改善するため、繁忙期の2回線化に引き続き取り組むとともに、効果の検証を行う。

また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めて行く。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師 1～2名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) 兵庫県等の協力のもと、育児リーダー講座等の子育て支援事業を通じて地域との連携を深め、急病時の家庭での対処方法など不安の解消に努める。
- (4) ホームページについて常に刷新を図り、またニュースレターを発行する等広報活動を強化することを通し、センターの医師、看護師、薬剤師等による子育て世帯を対象とした、季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人として、適切な内部統治を実施し、責任と権限の所在を明確にすることにより職員にとって働きやすくやりがいのある職場になるように努める。また、透明性の高い経営を行い、広く情報公開

を行っていく。

(1) 安心して働ける職場づくり

- ① 組織規則及び事務分掌規則に基づき、責任と権限の所在を明確にした運営を行う。
- ② 適正な労務管理を行うとともに、中長期的な人材育成に取り組んでいく。

(2) 事務局職員数

正規職員・・・・・・・・・・ 3名

期間契約職員・・・・・・・・ 2名

5. 施設改修

安定した医師確保のための医局の整備や女性医師にとって働きやすい環境とするための育児室の整備及び電話相談室、薬品庫、サーバー室の設置など、運営上の課題解決にとって施設改修は不可欠である。これまで繰り返し要求してきたことにより平成 25 年度には 3 市 1 町の一定の理解が得られるに至った。

平成 26 年度は、関係機関との連携を密にし、その実現に向けての具体的な取り組みを進める。